

NPO 法人地域医療連繫団体Needs 賛助会員規約 この会員規約(以下「本規約」という)は、NPO 法人地域医療連繫団体Needs(以下「当法人」という)と、当法人の賛助会員(以下「賛助会員」という)との関係に適用する。

第 1 条(目的) 当法人は、賛助会員との間に本規約を定め、これにより当法人の運営を行う。

第 2 条(賛助会員の定義) 賛助会員とは、当法人の目的に賛同し、当法人に入会を認められ、法人活動を主に資金的に支援 する意思をもつ個人及び団体(法人を含む。)の会員をいう。

第 3 条(入会) 当法人の賛助会員の申込をする場合は、本規約を承認の上、別に定める申込手続きに従い、当法人に申し込むものとする。また、会費の支払を事務局が確認した日を以て入会の成立とする。

第 4 条(議決権) 賛助会員は本法人の総会における議決権を持たない。

第 5 条(会費)

賛助会員の会費については、次のように定める。(1)会費の金額及び支払については、賛助会員が入会申込時に別途定めたものに従う。(2)会費は当法人への寄付金として受領し、便宜供与のないものとする。

第 6 条(入会の拒絶) 当法人は、入会申込者が次の各号のいずれかに該当する場合は、入会を認めない場合がある。(1)申込書に虚偽の事項を記載した場合 (2)入会申込者がかつて除名された者であった場合 (3)会費が指定期限日を過ぎても未納の場合

第 7 条(会員資格及び有効期間)

会員資格及び有効期間については、次のように定める。(1)賛助会員の資格有効期間は、当法人決算月末日(毎年 3 月 31 日)までとする。(2)前号に定める有効期間は、賛助会員又は当法人から申出がない限り、満了の翌日から 1 年間 延長するものとし、以後も同様とする。(3)個人で入会した賛助会員が退会あるいは死亡した場合は、当該会員の会員資格は、失われる ものとし、第三者への資格継承はできないものとする。(4)団体で入会した賛助会員が、合併等により会員の資格が継承された場合、当該資格を継承した団体会員は、速やかにその旨を書面又は電磁的方法をもって当法人に通知する必要がある。(5)賛助会員資格の譲渡、貸与、売買等を行うことはできない。

第 8 条(会員情報の変更)

会員情報の変更については、次のように定める。(1)賛助会員は、入会申込時に書かれた内容について変更があったときは、速やかに書面又は電 磁的方法をもってその旨を当法人に通知しなければならない。(2)前項の届出が無く賛助会員が不利益を被った事柄に関し、当法人は一切の責任を負わないものとする。

第 9 条(会員資格の喪失) 賛助会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。(1)本人から退会の申出があったとき。(2)本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。(3)当法人から除名されたとき。

(4)2 ヶ月間会費の支払いがないとき。

第 10 条(除名) 当法人は、賛助会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該会員を除名することがある。(1)当法人の定款等に違反したとき

(2)本規約に違反したとき (3)他の正会員及び賛助会員の名誉、信用、プライバシー権、著作権等、その他の権利を侵害した 場合

(4)当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき (5)その他、当法人が賛助会員として不適切と判断した場合

第 11 条(退会) 賛助会員は、当法人が別に定める退会手続きを行うことにより、任意に退会することができる。

第 12 条(抛出金品の不返還) 既に納入した入会金及びその他の抛出金品は、これを返還しない。

第 13 条(禁止事項) 会員は、当法人による活動にあたり、以下に掲げる行為を行ってはならない。(1)他の正会員及び賛助会員、第三者もしくは当法人の財産及びプライバシーを侵害する行為ま たは侵害する恐れのある行為

(2)公序良俗に反する行為もしくはその恐れのある行為 (3)当法人の運営・活動を妨げる行為及び信用を毀損する行為 (4)その他、不適切と判断される行為

第 14 条(反社会的勢力の排除) 1.賛助会員は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても 該当しないことを確約するものとする。

(1)暴力団

(2)暴力団員

(3)暴力団準構成員

(4)暴力団関係企業

(5)総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等 (6)その他前各号に準ずる者 2. 賛助会員は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約する。

(1)暴力的な要求行為

(2)法的な責任を超えた不当な要求行為 (3)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当法人の信用を毀損し、または当法人の業務を妨害する行為

(4)脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(5)その他前各号に準ずる行為

3.賛助会員が、第1項各号のいずれかに該当し、もしくは前項各号のいずれかに該当する行為をし、または第1項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、当法人が当法人の賛助会員として不適切であると判断した場合には、当法人は、当法人からの書面による通知により賛助会員資格を取消することができるものとする。本条による会員資格取消の場合、賛助会員が当法人に対して支払った会費は一切返却しないものとする。

第15条(個人情報の保護)

1.会員の個人情報を、活動以外の目的のために利用しないとともに、第三者に開示・提供しないものとする。

2.第1項の規定は、次の各号に該当する場合は適用しない。

(1) 賛助会員の同意を得た場合

(2) 裁判所、警察署その他公的機関から法律に基づく正式な照会を受けた場合 3.第1項の規定は、賛助会員がその資格を喪失した後においてもこれを適用する。 4.賛助会員は、当法人が会員の個人情報の属性を集計、分析し、個人が識別・特定できないように加工したもの(以下「統計資料」という)を作成すること及び統計資料を第三者に提供する ことに同意するものとする。

第16条(損害賠償)

損害賠償については、次のように定める。(1)賛助会員が、本規約及び本規約に基づく諸規則に反し、またはそれに類する行為によって当法人が損害を受けた場合、当該会員は、当法人が受けた損害を当法人に賠償することとする。(2)賛助会員資格を喪失した後の場合も、前項の規定は継続されるものとする。

第 17 条(会員規約の変更) 当法人は、運営のために必要と判断される場合、予め賛助会員に通知することなく、当法人内の 然るべき議決を経て、本規約を変更することがある。変更後に本規約は、当法人が運営するウェブサイト内の適宜の場所に掲示を行い、掲載された時点からその効力が生じるものとする。

(附則) 本規約は、平成 28 年 11 月 26 日より施行し、平成 28 年 7 月 11 日より、遡って適用される。本規約は 利用者に事前の通知なく改訂ができるものとする。